

第 1-73 号
受 6.3-4 付
和歌山県労働基準
監督署労働安全衛生課

作業基準

令和 6年 3月1日

有限会社 らんの里沖縄

目 次

第1章	目 的
第2章	作業体制
第3章	危険物等の取扱い
第4章	乗下船作業
第5章	旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、大龍池周遊航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理者及び運行管理補助者は陸上において乗船待ちの旅客船の整理、乗下船する旅客の誘導、着岸時の綱取り及び綱外し等作業を実施する。

2 船長は、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するものとする。

3 陸上作業者は、旅客の手荷物その他の物品が前2項の危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。

4 船長及び陸上作業者は前3項の措置を講じたときは、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(旅客の乗船)

第4条 旅客の乗船は原則として離岸10分前とする。

2、離岸10分前となったときは、船長は船内を開放し、旅客の乗船を開始する。

3、陸上作業員は旅客を乗船口に誘導する。

4、船長は、乗船旅客数を（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えないことを確認する。

(離岸作業)

第5条 運行管理者又は運行管理補助者は、離岸準備完了後、船長の指示により迅速確実に係留索に綱取り作業を実施する。

(着岸作業)

第6条 運行管理者又は運行管理補助者は、着岸時刻5分前になったときは着岸準備を行う。着岸に際しては迅速確実に綱取り作業を実施する。

(係留中の保安)

第7条 船長又は運行管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないように係留方法、歩み板等の保安に充分留意する。

(下船作業)

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨運行管理者又は運行管理補助者に合図する。

2、運行管理者又は運行管理補助者は、歩み板を架設し、架設完了したあと旅客を誘導して下船させ、下船完了後船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 運航管理者は、発着場等の見やすい場所に旅客の遵守すべき事項等を掲示しなければならない。

(1) 旅客は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。

(2) 船内においては、船長の指示に従うこと。

(3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) その他旅客の遵守すべき事項

(旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第11条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。